

## 特定教育・保育施設の利用定員に関する意見聴取について

根拠法令：子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項、第 43 条第 3 項

市町村長は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 認可保育所

#### (1) 岩本町ちとせ保育園

所在地：岩本町二丁目 10 番 12 号

開設予定：令和 3 年 4 月 1 日

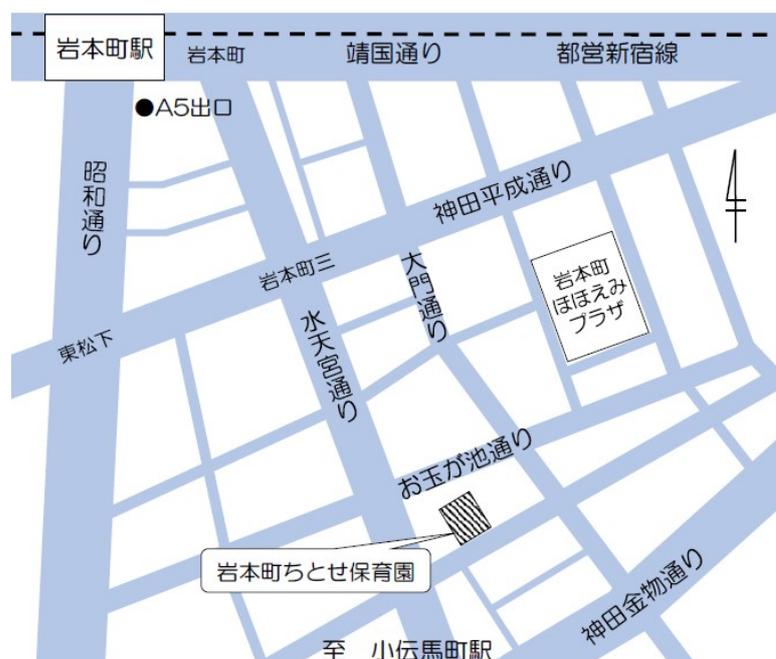
保育時間（日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

- ・基本保育時間：7 時 30 分～18 時 30 分
- ・延長保育時間：18 時 30 分～20 時 30 分（全歳児）

利用定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1 2	1 9	1 9	1 0	5	4	6 9

運営事業者：社会福祉法人ちとせ交友会



(2) 外神田かなりや保育園

所在地： 外神田三丁目 6 番 13 号

開設予定： 令和 3 年 4 月 1 日

保育時間（日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

- ・基本保育時間： 7 時 30 分～18 時 30 分
- ・延長保育時間： 18 時 30 分～20 時 30 分（1 歳児クラスから）

利用定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
6	8	9	9	9	9	50

運営事業者： 社会福祉法人倉敷福德会

